

居宅介護支援事業重要事項説明書

＜利用者様控え＞

1. ことぶきの郷居宅介護支援事業所が提供するサービスについての相談窓口および相談日等

電話 0270-70-4151
FAX 0270-70-4152

営業日	月曜日～土曜日（ただし、12/31～1/2を除く）
営業時間	8時30分～17時30分

※上記の営業時間外も電話等により24時間連絡が可能な体制となっております。

2. 事業者について

事業者名称	社会福祉法人 ことぶき
代表者氏名	理事長 高野 博孝
所在地	群馬県伊勢崎市波志江町1976番地5
設立年月日	平成11年4月1日

3. 事業所について

事業所名	ことぶきの郷居宅介護支援事業所
所在地	伊勢崎市波志江町1976番地5
事業所の指定番号	1070400039
サービスを提供する 通常の事業実施地域	伊勢崎市 全域 通常の事業の実施地域を越えた地点から交通費を要します。 10km未満 600円・10km以上 1000円

4. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切にサービスの利用ができるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的としています。
運営の方針	利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、継続的かつ計画的に提供されるよう配慮して行います。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。入退院・入退所時の連携・平時の主治医との連携を図ります。

5. 提供するサービスの内容

内 容	提供方法
①課題分析（アセスメント）の実施	利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して実施します。利用者が自立した日常生活に営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
②居宅サービス計画原案の作成	利用者の希望および課題分析の結果により利用者家族の意向・総合的な援助の方針・生活全般の解決すべき課題・目標・達成時期・サービスの内容・サービスの種類・サービス提供事業所・週間計画等を記載した居宅サービス計画原案を作成します。 サービス提供事業所を選ぶ際には、複数の事業所の紹介を求めるとことや当該事業所を位置づけた理由を求められます。 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供される計画を作成します。
③サービス担当者会議の開催	利用者・家族・計画書に位置づけた居宅サービス事業所の担当者を招集して利用者の状況等に関する情報を共有するとともに計画原案についての協議し、説明同意を得られたら、署名の上、居宅サービス計画書を利用者及びサービス担当者に交付します。その後、各サービス事業所に個別計画書の提出を求めます。
④サービス実施状況及び課題の把握 (月1回のモニタリング)	サービス提供事業所との連携を図りつつ、月に1回は、介護支援専門員が家庭訪問し、居宅サービス計画の実施状況や変化について把握します。居宅サービス経過の変更が必要な場合は、再度課題分析から実施します。
⑤介護認定申請の支援	新規申請・更新申請・区分変更申請の代行をいたします。
⑥給付管理	利用者に介護保険の適応の可否を説明します。毎月の居宅サービスの実績状況を確認の上、適切に保険給付が受けられるように国民健康保険団体連合会に必要な書類を提出します。
⑦主治医との連携	居宅サービス計画作成の際、主治医に意見を求めます。医療系サービスを位置づけた場合、計画書の交付をします。 服薬状況や口腔の状況等必要と思われる状況については、各サービス担当者との連携のもと主治医に情報提供します。
⑧入院時の連携	利用者は、担当介護支援専門員の名刺を医療保険証とともに保管し、入院当日には医療機関に提示して下さい。できれば3日以内に決められた書式に基づき、利用者の情報提供をします。
⑨退院時の連携	退院に向けて医療機関に出向き、必要な場合はカンファレンスに参加し、退院に向けての情報の提供を求めます。必要に応じて①から実施します。
⑩入居施設等との連携	利用者の希望や状況に応じて、適切な施設の紹介をします。入退居に向けての連携を図ります。退居に向けては、①から実施します。
⑪相談業務	心身の状況や生活や諸制度等困ったことは、ご相談ください。

6. 利用料金

介護保険料の滞納がない場合は、介護保険より10割給付となりますので、ご利用者様の自己負担はございません。

伊勢崎市は、7等級地 1単位=10.21円(切り捨て)	
居宅介護支援Ⅰ 要介護1または2 要介護3～5	ケアマネ1人あたり月に40件未満 11,088円(1086単位) 14,406円(1411単位)
特定事業所加算Ⅱ	4,298円(421単位)
※下記は、該当のあった月に加算されます。	
初回加算	3,063円(300単位)
入院時情報連携加算Ⅰ(入院日)	2,552円(250単位)
入院時情報連携加算Ⅱ(入院翌日、翌々日)	2,042円(200単位)
退院退所加算 カンファレンス参加無 1回	4,594円(450単位)
同 2回	6,126円(600単位)
カンファレンス参加有 1回	6,126円(600単位)
同 2回	7,657円(750単位)
同 3回	9,189円(900単位)
通院時情報連携加算	510円(50単位)
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042円(200単位)
ターミナルケアマネジメント加算	4,084円(400単位)
同一建物減算	所定単位数の5%を減算

○看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等

看取り期における本人の意思に沿ったケアが充実されるよう、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行います。

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬を算定します。

7. 従業者について

	員数	業務内容	勤務体制
管理者 主任介護支 援専門員	1名	本事業所における従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。	常勤兼務
介護支援専 門員	1名 以上	要介護者からの相談に応じ、サービスが適切に利用できるよう、種類、内容等の計画を作成するとともに事業者との連絡調整を行う。	常勤専従

8. 事業計画・財務内容、サービス提供記録等の閲覧

事業計画、財務内容や記録物については事前に申し出をいただければ閲覧可能です。

9. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員に関しては、いつでも変更できます。ご相談ください。

10. 解約

- 1) 利用者は、解約の申し出を事業所にさせていただく事で、この契約を解約することができます。
- 2) 事業の廃止などやむを得ない事情がある場合は、ご利用者に対して契約終了日1ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することがあります。この場合、他の居宅介護支援事業者に関する情報をお伝えするなど、継続して介護保険のサービスを受けることができるよう手配します。

11. 契約の終了

次の場合には自動的に契約は終了します。

- 1) 利用者が介護保険施設に入所した場合。入所に当たっては、必要な支援を行います。
- 2) 利用者が要介護でなくなった場合。地域の保健福祉一般施策の情報提供等の支援を行います。
- 3) 利用者が死亡した場合

12. プライバシーの保護

当事業者は、サービスを提供する際に、知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく、第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

13. 公正中立なケアマネジメントの推進

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

14. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15. 感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、介護支援専門員への研修・訓練を実施します。

16. 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、介護支援専門員への研修・訓練を実施します。

17. ハラスメント対策の強化

事業所の適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行います。

18. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の設置や指針の整備、介護支援専門員への研修を実施します。また、虐待防止のための担当者を設置します。

19. 身体拘束の禁止

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

20. 相談・苦情窓口

次の事について、ご相談や苦情等ございましたら、下記の窓口までご遠慮なく申し出てください。

- 1) 当所が提供するサービスについて
- 2) 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

苦情相談窓口	
ことぶきの郷 居宅介護支援事業所	所在地 伊勢崎市波志江町1976-5 窓口担当者 鈴木 貴志 電話番号 0270-70-4151
伊勢崎市介護保険課	所在地 伊勢崎市今泉町2-410 電話番号 0270-24-5111
受付時間 8:30~17:15 群馬県国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町335-8 電話番号 027-290-1376
受付時間 8:30~17:00 群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋町13-12 電話番号 027-255-6033
受付時間 8:30~17:15	

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し同意を得て、交付しました。

事業者 所在地 伊勢崎市波志江町1976-5
名称 ことぶきの郷居宅介護支援事業所

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受け同意し、受領しました。

令和 年 月 日

利用者	住所	_____
	氏名	_____
家族名	住所	_____
	氏名	_____
	続柄	_____

上記署名は、_____ (続柄) が代筆しました。
<利用者様控え>